

少数民族に対する中国語学習指導法の再検討

——二言語教育の応用例として——

新 島 翠

Reexamination of Guidelines for Teaching Chinese to Minorities —As an application example of bilingual education—

Midori Niijima

Summary

The Chinese education system consists of elementary school, junior high school, high school, and university, the same as in Japan. Compulsory education is for elementary and junior high school, altogether for nine years. Since China is a multiracial nation where 56 races are living together, there are two types of schools for each educational step: ordinary schools for educating the Chinese Han people and the racial schools for educating the minorities. According to the statistics in 1993, there were 25,037 elementary and 2,889 junior high schools of the racial school type, and 696,681 elementary and 68,415 junior high schools of the ordinary school type.

I am interested in Chinese education for the minorities from the viewpoint of bilingual education. I would like to clarify how the administration is giving guidance to the racial schools. Therefore, comparing the government guidelines for the teaching from the Chinese National Education Committee both to the ordinary schools and to the racial schools and pointing out the differences between them, I would like to make clear the specialties of education to the minorities.

Key words: Chinese education, minorities, government guidelines, racial schools

はじめに

中国の学校教育制度を見ると、初等教育機関として小学校、中等教育機関として中学校、高等学校、高等教育機関として大学があり、義務教育は小・中学校あわせて9年間と規定されている。ここまで日本と制度と同じである。しかし、中国は56の民族が共に暮らしている多民族国家である。そのため、それぞれの教育段階の学校を二種に分類することができる。すなわち、漢族を主として教育する学校と、少数民族を教育するための学校である。ここで

は便宜上、前者を普通学校と呼び、後者を民族学校と呼ぶことにする。普通学校は主として漢族を教育するための学校ではあるが、少数民族の生徒も入学して学ぶことができる。初等、中等教育についてみていくと、漢族と少数民族が雑居している地域では、異なる民族の生徒が普通学校の同じ教室で机を並べている風景を見ることができる。学校によつては、漢族だけのクラスと少数民族だけのクラスという編成をおこなつてゐる場合もある。少数民族が聚居あるいは散居している地域では、民族学校が作られている。1993年の統計によれば、独立して設置されている民族学校の数は中国全体で、小学校 25,037、中学校 2,889である。ちなみに、普通学校の数は小学校 696、681、中学校 68,415である。⁽¹⁾

上述の如く普通学校と民族学校の二種類の学校があるが、国家教育委員会の指導は普通学校に焦点をあわせ、民族学校については極めて簡単に触れているだけである。例えば、1991年9月に国家教育委員会が制定した「義務教育全日制小学、中学教学計画（試行草案）」（以下「教学計画」と略す）⁽²⁾は、義務教育法の実施細則であり、学習指導要領の作成と教科書編纂の拠り所となる規定であるが、この中で民族学校に言及しているのは、第五項の実施目標の部分のみである。すなわち、「民族小学、中学の教學計画は、関連する各省、自治区、直轄市の教育委員会、教育庁がこの計画の精神を参考しながら民族地区の実状にあったものを各自で制定し、それを国家教育委員会に報告すること」と指示がなされているだけである。

普通学校と民族学校の教育方針について、上記の「教学計画」を見ただけでは、行政からの具体的な指導を理解することは難しい。そこで、「教学計画」に基づいて作成された「学習指導要領」について、普通学校用と民族学校用を比較し、両者の違いを明らかにしていくことよつて、それぞれの教育方針を理解することを試みたい。すなわち、中国における少数民族の教育基本方針が、漢族のそれと対比させた場合、どのような面で少数民族の独自性を持っているのか、公的な指導書の分析を通して明確にできると考える。

一、なぜ二種類の指導要領なのか

筆者は少数民族に対する漢語教育、すなわち国語教育に关心を持っているので、各教科の「学習指導要領」のうち「国語科」について以下検討を加えていくことにする。

日本の「国語科学習指導要領」に該当するのは、中国では「漢語教学大綱」と「語文教学大綱」の二種類がある。なぜ二種類なのか、ここで少し説明を加えておきたい。

「漢語」とは、漢族の使用する言語文字のことである。いわゆる「中国語」のことである。「語文」とは「国語」のことである。「漢語教学大綱」を日本語に訳せば、「中国語科学習指導要領」となり、「語文教学大綱」は「国語科学習指導要領」と訳すことができる。しかし、実際は「漢語」も「語文」もいずれも「中国語の共通語」を指す言葉である。

漢族の生徒にとって中国語は母語であり、国語であり、生まれてこのかた馴染んできた言

少数民族に対する中国語学習指導法の再検討

語であるといえる。従って、漢族の主として学ぶ普通学校用の国語科指導要領は「語文教学大綱」という名称が使われている。他方、少数民族の生徒にとって、中国語は多くの場合母語ではなく、第二言語であり、公用語として生活の必要から学ぶわけである。そこで、国語科指導要領は「漢語教学大綱」という名称になっている。

このように、二種類ある国語科学習指導要領を比較するにあたり、民族学校用として具体的に参照するのは、中国国家教育委員会制定「全日制民族中小学漢語文教学大綱」内蒙古教育出版社出版、1992年10月第1版（以下「漢語大綱」と略す）である。内容は、まず「前言」で総合的見解が述べられ、次いで、「第一章 学習の目的」「第二章、学習目標」「第三章、各段階の目標」「第四章、教材と内容」「第五章、学習指導において注意すべきいくつかの問題」と続き、最後の「第六、文章目録」は教科書に採用される文章のリストである。

普通学校用指導要領として参照するのは、中国国家教育委員会制定「九年義務教育全日制初級中学語文教学大綱（試用）」人民教育出版社発行 1995年1月第2版（以下「語文大綱」と略す）で、構成はほぼ民族学校用と同じである。

「漢語大綱」と「語文大綱」では出版年度が前後するが、「語文大綱」は九年義務教育のための指導要領であり、「漢語大綱」も九年制義務教育を視野に入れて作成されたものであるので、比較検討することは可能と思われる。また、資料の取扱い方としては、「語文大綱」を参照しつつ、「漢語大綱」に記された民族学校特有の部分を指摘していくことにし、両者に共通する内容については、簡単に紹介するにとどめる。

二、公用語としての中国語

「漢語大綱」と「語文大綱」の両方の「前言」においてまず明示されているのは、「漢語は学習及び仕事を行ううえで基礎的な道具である」という定義である。この背景には、中国全体の文化程度が係わっている。中国の15才以上の人口に占める文盲および半文盲の割合をみると、男性12.98%，女性31.93%である⁽³⁾。こうした状況では、漢族、少数民族を問わず、国語教育を浸透させることが必要であることを、まず周知徹底させなければならない。そこで知識を吸収するための「道具」として中国語を位置づけたのである。次に、「漢語教育は、マルクス主義を指導理念とし、現代化、世界、未来に目をむけ、教育改革を進め、社会主義の物質文明と精神文明の建設に寄与しなければならない。」と述べ、社会主義中国としての教育指導理念を明確にしている。

さて、「前言」の中で、「漢語大綱」独自の部分として先ずとりあげたいのは、漢語を学ぶ必然性について述べている箇所である。すなわち、

「我国は統一された多民族の社会主義国家であり、多くの少数民族が自己の言語文字を有している。しかし、長期にわたる歴史発展の過程において、漢語は事実上各民族間で共通に

使用される言語文字となっている」こと、「少数民族が漢語を学ぶことは、少数民族地区の科学文化を繁栄させ、経済発展を促し、民族間の交流を強めるうえで重要な意義を持つ」としている。ここでは、民族の言語文字を尊重しつつも、中国語がすでに公用語として定着していることの確認であり、しかもそれは、漢族対少数民族という図式の中だけでなく、少数民族対少数民族という構図の中でも、中国語は公用語として機能するという現実を踏まえて行われている。

次に、「漢語大綱」では二言語教育について述べている。それによれば、「民族言語文字で教育を行っている民族小・中学校では、まず民族語を学びとること。また、漢語も学ばなければならない」となっている。これは、母語保持型二言語教育（M B E）を念頭に置いていふと考えられる。M B Eは、はじめに母語の十分な発達をはかり、認知・学習能力を向上させたうえで、その能力を第二言語の学習に活用しようという方法である。中国で行われている二言語教育はM B E型が比較的多く採用されていることは、これまで理解していたが、「漢語大綱」の中でM B Eが示唆されていることを確認することができた。

では、中国語はどのくらいの期間学ぶべきであろうか。「漢語大綱」では、「漢語文授業の開設と学習年限は、実状にあわせて臨機応変に決める」と述べ、具体的な数字は示していない。また、九年制義務教育への移行についても、一挙に行う予定はないことを暗に示して、「本大綱は民族言語を用いて授業を行っている全日制民族小・中学校——九年制義務教育を実施している学校も含む——に適用される。」としている。ちなみに、中国の義務教育法は1986年に制定されたが、義務教育の実施については、全国各地の状況に鑑み三種類に分けている⁽⁴⁾。すなわち、第一類地域は1990年ころまでに九年義務教育を実施する。第二類地域は1990年までに初等義務教育を普及させ、1995年までに九年義務教育を実現させる。第三類は20世紀末をめどに初等義務教育を実施すべく努力する地域である。また、九年制における小・中学校の年限区分について、義務教育法では全く触れていない⁽⁵⁾。「計画」の中では5・4制、6・3制の両方のカリキュラムが併記されている⁽⁶⁾。参考までに、5・4制の授業科目と時数は〔表1〕の通りである。

上記の如く、55の民族の間に教育水準、学校設備、教育に対する関心の度合い、経済状況などさまざまな相違がある。それを考慮して、「漢語大綱」の「前言」では最後に「各民族が本大綱を使用する場合、その民族の具体状況に基づいて、適宜補充規定を設けることができる」として、柔軟な運用を認めている。漢族についても同じような地域差が存在すると思われるが、「語文大綱」ではそのことに触れていない。

三、コミュニケーション能力を重視した中国語教育

日本の中学校における外国語の学習目標は、外国語で表現する基礎的な能力を養うことと

少数民族に対する中国語学習指導法の再検討

なっている。民族学校での中国語教育も、その最大の目的は、中国語で表現する基礎的な能力を養うことにある。そのことを明確にするために、「漢語大綱」は第一章「学習指導の目的」の冒頭で、「民族学校での中国語教育の目的と目標は、民族学校における民族語教育、漢族学校での国語科および外国語科の教育目的と目標とは当然若干異なる」と断りを述べ、さらに、「民族小・中学の国語科の教育目的は、少数民族の生徒に現代中国語の初步的な運用能力をつけさせ」ることにあるとしている。「前言」において、中国語を学ぶことの必然性が示されたが、さらにその延長として、中国語を使ってコミュニケーションを図ることが必要であることを改めて示しているわけである。その理由について、「卒業後仕事に従事したり、あるいは進学したりする際の基礎作りをすることにある」と極めて具体的に示している。

この中で、目的はあくまで「初步的な運用能力」であることに注目したい。普通学校用の「語文大綱」では、「生徒が祖国の言語文字を正確に理解し運用するよう指導し」、「読み、書き、聞き、話す基本的な能力を備えさせ、国語を学ぶ良き習慣を培う」となっている。そこでは、初步的な運用能力では事足りず、「正確な運用」「基本的な能力」が備えるべき目標となっている。

表1 九年義務教育「六・三」制全日制小学校、中学校教育課程

教科	小学校						中学校			授業時数合計		九年 合計
	一	二	三	四	五	六	一	二	三	小学校	中学校	
思想道德	1	1	1	1	1	1				204		40
思想政治							2	2	2			
国語	9	9	9	8	7	7	6	5	5	1666	534	220
数学	4	5	5	5	5	5	5	5	4	986	468	145
外国語							3	3				204
社会				2	2	2				204		
歴史							2	2	2			
地理							3/2	2				
自然	1	1	1	1	2	2				272		
物理								2	3			
化学											164	68
生物							3/2	2			96	
体育	2	2	3	3	3	3	2	2	2	544	200	744
音楽	2	2	2	2	2	2	1	1	1	408	100	508
美術	2	2	2	2	2	2	1	1	1	408	100	508
労働			1	1	1	1					136	
労働技術							2	2	2		200	336
週授業時数	21	22	24	25	25	25	29	29	25	4828	2772	7600
特別活動 週授業時数	5	5	4	3	3	3	3	3	3	782	300	1082

『中国教育年鑑』 P142により作成

四、学校別の学習目標

民族学校の各段階で学習目標を具体的にどのように設定しているのか、最も関心のあるところである。「漢語大綱」では、目標を二段階に分けて説明している。「漢語大綱」第二章「指導目標」は説明の第一段階にあたり、民族小学校、中学校、高校を総合した学習目標を示している。すなわち、「中国語表音文字（中国語ピンイン）をマスターして、文字を覚え、読み、共通語を学ぶ手助けとする」とこと、「常用漢字約3,000、常用語句6,000」を身につけること。「辞書が引けるようにする」とこと。「作文規則を学ぶ」とこと。「初步的な現代中国語を用いて聞き、話、読み、書く能力を備えていること」となっている。ここでも、初步的、一般的、簡単などといった表現を用いて、所定の目標が漢族にたいするものほど高度なものではないことを強調している。ちなみに、「語文大綱」では読み、書き、聞き、話す、および基礎知識（文法、文学など）に分けてそれぞれの目標が設定されており、レベルは高度である。

目標の概要を示した「漢語大綱」第二章に統いて、「漢語大綱」第三章「各段階での学習目標」で、学校別により詳細な目標が設定されている。これが目標説明の第二段階であり、実際の授業内容と深く係わる部分なので、重点的に検討することにしたい。

「書く段階での学習目標」に示された学習目標をまとめると、次の表になる。

	小学校	中学校	高等学校
表音文字	マスターする	強化する	引き続き強化する
常用漢字	1300字	1200字	500字
常用語	2500語	2500語	1000語
作文		400字程度の作文	600字程度の作文

小学校では、中国語表音文字を使って音読、閲読、漢字の理解、暗唱ができることが要求される。表音文字は中国語の発音をアルファベットで示したもので、1957年に制定されて以来、教育の場をはじめさまざまな分野で使用されている。漢字の振りがなの役割をする。漢族も小学校入学と同時にこの表音文字を学習する。ただし、普通学校の教科書に表音文字がしばしば登場するのは、小学校3年までで、4年以降の教科書には、新出単語欄に登場するが、文章の中に出てくるのは非常に少ない。中学校の教科書では、難しい単語や、読み方が特殊な単語の場合のみ、表音文字で発音が示される。民族学校で、高校まで表音文字を学び続けているのとは、大きな違いである。

民族学校で学ぶ常用字について、「漢語大綱」には配当漢字表がついていないので内容が

少数民族に対する中国語学習指導法の再検討

把握しにくいが、3,000字という量は妥当なのであろうか。「語文大綱」には常用字について量的な規定がないので、比較ができない。そこで、1988年中国で発表された「現代漢語常用字表」をみると、常用字2,500、次常用字1,000が載っており、この表のうちの2,500字を用いれば、新聞雑誌の97.97%を読むことができ、3,500字を用いれば、99.48%を読むことができるとのことである⁽⁷⁾。とすれば、3,000字を修得していれば、新聞雑誌は十分に読むことができる。従って、3,000は妥当といえよう。ちなみに、普通学校の六年制小学国語教科書に使われる新出漢字は、3,189字である⁽⁸⁾。

五、教科書の構成と内容の選定基準

民族学校の中国語教科書の構成は、表音文字、漢字、語句、語法、文、練習問題からなっており、「漢語大綱」では各構成要素について詳しい説明を加えている。例えば、漢字について指導している部分を見ると、当然のことながら、漢字を習得することの重要さを強調して「漢字を学び取ることは、会話力、講読力、作文力をつけるうえでも最も必要なことである」と述べ、漢字を覚えるため、「書かせることが、小学校から高校までの中国語の授業の最も重要な任務である」として、小学校から高校まで漢字を書く指導を一貫して行うよう指示している。同じく、漢字に関する説明の中で、常用字の数量について基準を示してはいるが、「学習目標を最終的に達成するという前提の下に、各地の具体状況にあわせて、各段階での目標を適宜調整することができる」と、実状にあわせた運用を指導している。

教科書の文章、すなわち本文について、どのような基準で選ばれているのか、「漢語大綱」はどういうに説明しているか、興味のあるところである。小中学校用については、「文字、語句を学ぶのに適していること、聞き、話す訓練にふさわしい教材であること」を選定基準として示している。高校用について、現代文は「聞き、話す訓練のための教材のほかに、生徒が記録文、説明文、論文、一般的な実務文を書く練習ができるような課文も選定すること」として、各種文章を作成する際の参考になることも選定の基準に入れている。古文についてはどうであろうか。高校では古詩文の知識を学ぶ必要も指示しているが、但し「指導目標としているのではなく、生徒が古詩文に触れる」機会があればよいとしている。民族学校では「触れる」という表現をとっていることからもわかる通り、学習の重点はあくまで現代中国語にある。普通学校での古文の扱いについて、「語文大綱」では、「教科書の文章の総数は180篇以上とし、全課文の80%程度を現代文、20%程度を古文とする」としている。民族学校の指導とは大きな違いである。

さて、「漢語大綱」の教科書の本文に関わる指示のなかに、筆者の興味を引く箇所がある。それは、大学の統一試験を考慮した部分である。民族学校の教科書教材が普通学校のものと大幅な開きがあった場合、大学受験を目指す生徒に不利になる可能性もあるため、課文を選

定する場合、「語文大綱」で定めた統一文章目録の中から一定量を選ぶことを定めている。それによれば、中学では国語教科書の文章の30—40%にあたる40篇を統一文章目録から選定し、高校では国語教科書の文章の60%にあたる60篇を統一文章目録から選ぶよう指示している。その他の文章については、「各民族の実際にもとづき、民族言語の授業の教育特徴にもとづいて、各自郷土教材やその他の教材を準備することができる」としている。講読用の教材については、「特に中国語の基礎が良好な民族と地域に限って」使用を認めている。ここでも地域差に対する配慮が見られる。

大学入試を配慮した上記の内容について、次の項で更に述べていきたい。

六、教科書のレベルについての疑問

「漢語大綱」も「語文大綱」も、教科書に採用される文章の目録を載せている。両大綱の目録を比較すれば、上記の大学入試のための配慮が實際になされているかどうか、調べることができると思われる。比較を始める前に、「漢語大綱」と「語文大綱」の目録の内容について若干の説明をしておきたい。

「漢語大綱」は「基本目録」の項に、中学と高校について文章目録を載せている。しかし、なぜか小学校用は載っていない。「漢語大綱」は本来小・中・高校の学習指導要領であるので、小学校用がないのは不可解であるが、そのことについての説明はなされていない。「語文大綱」の方は、もともと普通中学用の指導要領であるから、中学用の文章目録があり、高校についての記載はない。

さて、実際に比較を行ったところ、民族高校の文章40篇のうち24篇が、普通中学の文章と同じであった。民族中学の教科書の文章について、試みに、普通小学校の教科書と比較を行ったところ、民族中学用課文36篇のうち24篇は、普通小学校の国語教科書（4年生から6年生用）の文章と同じであることがわかった⁽⁹⁾。すなわち、民族中学の国語教科書の課文の66%が普通小学校の4年生以上の国語教科書と同じであり、民族高校の国語教科書の60%が普通中学の国語教科書と同じ課文を用いているわけである。民族学校の国語の指導内容は、普通学校と比べ3年ほどの遅れがあると言えよう。

「漢語大綱」が述べているごとく、統一試験を考慮した教育と教材選定とが行われているはずであるが、筆者が比較した限りでは、「漢語大綱」と實際の教材との間にかなり距離があるように思われる。ただし、比較に使用した二種の「大綱」は、制定された年度が異なるため、上記の結果は厳密なものとは言いがたい。従って、おおよその傾向を見るに止める。今後より多くの資料を集めて、さらに比較を行っていきたいと考える。

ま　と　め

本稿では、学習指導要領に記された学習指導基準を手がかりに、少数民族に対する中国語教育がどのように行われているのかを考察した。指導にあたって最も強調されていたのは、中国語の授業は民族学校の生徒にとって、第二言語の学習授業であること、そのため、その民族が中国語を学ぶ際の傾向、法則を十分に知って、生徒の理解を促し、現代中国語の運用能力を身につけさせるという方向である。各民族の独自性を尊重し、決して無理を強いないやりかた、経済・文化の発展状況に応じて学制、カリキュラムを決定するという考え方は義務教育法およびその実施細則が終始貫いている精神である。この精神は憲法に「各民族は一律平等である／少数民族の合法的な権利と利益を保障する／如何なる民族への蔑視も迫害も禁止する／民族自治地方はすべて中国の不可分の部分である／各民族は自己の言語文字を使用発展させる自由をもち、自己の風俗習慣を保持あるいは改革する自由を持つ」と定められ、建国以来保障されていることである。逆にいえば、少数民族はそれだけ弱者の立場にあるということでもある。義務教育の導入についても、筆者が調べた中国各地の自治条例30例のうち、九年制義務教育を実施すると明記しているのは延辺朝鮮族の自治条例ただ一つで、あとは条件付き、段階的実施を予定しているという表現であった⁽¹⁰⁾。教育の浸透の前に、解決すべき課題が山積しているのであろう。筆者が数年前雲南省に調査に出かけ、山間の村で道をたずねたおり、白族の娘さんが快く案内してくれた。聞けば、大学統一試験をめざして勉強中とのこと。僻地ともいえる所で、向学心に燃えた若者が学んでいる姿は感動的であった。少数民族の若者たちが、教学大綱に示された如く、視野を広めて現代化をおし進め、世界を相手に、未来に向けて進んでいってほしいと切に望む。

註

- (1) 『中国教育地図集』上海科学技術出版社 1995, 48, 83, 112
- (2) 『中国教育大系 現代教育理論叢編（下）』湖北教育出版社 1994, 1780-1787
- (3) 『中国教育地図集』 9
- (4) 「国家教育委員会 国家計画委員会 財政部 労働人事部の『義務教育法』実施についての若干の問題に関する意見」1986年9月11日国務院弁公庁発布、第二項（三）
- (5) 王懷安ほか『中華人民共和国法律全書』吉林人民出版社 1989, 1881-1882
- (6) 「義務教育全日制小学、初級中学教学計画」には「本教育計画は5・4制、6・3制および九年一贯制の全日制小学校と中学校に適用する。過渡的な5・3制にも適用可能である。」と記されており、いくつかの学制が並存していることがわかる。
- (7) 輿水 優 「続中国語基本語ノート」大修館書店 1996, 2
- (8) 同上
- (9) 比較のために以下の小学校教科書18冊を参照した。
北京市教育局教学研究部編著『北京市九年義務教育六年制小学課本 語文』第1冊-第4冊 北京出版

- 社 1994—1995
人民教育出版社語文室編著『九年義務教育五年制小学教科書 語文』第1冊—第6冊 人民教育出版社
1992—1995
上海,浙江,北京,天津四省市小学語文教材聯合编写組編『全日制六年制小学課本語文』第7冊—第12冊 上海教育出版社 1988
中小学通用教材語文编写組編『全日制十年制学校小学課本 語文』第4冊, 第9冊 人民教育出版社
甘肃人民出版社重版 1979, 1980
(10) 胡中安『民族自治地方自治条例選編』中央民族大学出版社 1995

参考文献

- 国家民委文化司・中国社会科学院民族研究所 『中国少数民族語言文字使用和發展問題』中国藏学出版社
1993年2月
陶西平 『教育工作博覽』北京工業大学出版社 1994年5月
文部省 『中学校學習指導要領』平成元年3月
和田 稔 『改訂中学校教育課程講座 外国語』ぎょうせい 平成元年8月
熱海則夫・辻村哲夫 『改訂中学校學習指導要領の展開』明治図書 1989年10月
齊藤秋男 『中国現代教育史』田畠書店 1973年11月